

## 減損会計ってなあに？

**Q** : 最近、よく「減損会計」という言葉を耳にしますが、これはどういうものですか。

**A** : 固定資産の収益性が低下したため投資額の回収が見込めなくなった場合に、投資回収額を反映させるように、その固定資産の帳簿価額を減額する会計処理のことです。

### 【解説】

今までの会計基準では、固定資産が物理的・機能的に減価したような場合には損失を計上するものとされていましたが、近年のような経済情勢の低迷などによる収益性の低下を反映させるための基準は整備されていませんでした。

そこで平成14年8月9日に企業会計審議会から公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」では、その資産の収益性が継続的に低下したような場合には、投資回収可能額を反映するように帳簿価額を引き下げるべきであるということが盛り込まれました。

意見書では「平成17年4月1日以後に開始する事業年度から実施することが適当」としていますが、適用が強制される企業は、上場企業や商法上の大会社にとどまるようです。

ところで、法人税で資産の評価損を計上するためには、災害により著しく損傷したこと、1年以上にわたり遊休状態にあることなど一定の事実が必要とされています。そのため、減損会計で減損を計上すべき場合でも、法人税では損金にならない場合も多いのではと見られています。

